平成２２年（フ）第１６６２５号
東京都八王子市横川町832―４
債務者　小島　清美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６３６号
東京都足立区東和４丁目５―11―103
債務者　須笠三七子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４７号
東京都日野市三沢３丁目35番地の20
債務者　安孫子いづみ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２９号
埼玉県新座市大和田５丁目３番３号ハイツさつき２Ｆ
債務者　阿部　沙織
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
北海道帯広市柏林台西町３丁目１番地　柏林台西町７―754号
債務者　小路口　誠
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２３８号
東京都武蔵野市八幡町４丁目19番１―305号
債務者　小澤　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
石川県小松市高堂町ロ116番地
債務者　曽田　孝雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５２６号
静岡県浜松市西区湖東町1815番地の83
債務者　花田　美保
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
静岡県袋井市諸井946番地の１　マンション藤田111号室
債務者　赤堀　和美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
静岡県袋井市諸井946番地の１　マンション藤田111号室
債務者　赤堀　文子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
静岡県浜松市北区引佐町金指858番地の２
債務者　竹内　良雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
静岡県磐田市今之浦３丁目９番地２　ファミール今之浦101号
債務者　小久江和俊
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６２９２号
東京都文京区白山１丁目27―３―309
債務者　伊吹　廣之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６８号
東京都足立区神明１丁目３―４
債務者　菊池　陽一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５６９号
東京都練馬区北町２丁目36―２―202
債務者　平野　英夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４０号
東京都国立市谷保4144番地の17コートアケイシャ101
債務者　青貫　裕亘
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部